

2024年11月11日
藤田医科大学病院

次世代医療基盤法に基づく診療情報の提供について

- 当院は次世代医療基盤法という法律に基づいて、日本の医療の研究開発のために、患者さんの診療情報を国が認定する事業者に安全な方法で提供します。
- この認定事業者は、氏名や住所、患者番号などの本人に繋がる情報は削除し、「病名」「治療」「検査結果」「薬」等だけにした「匿名加工医療情報」を、研究機関や省庁、薬や医療機器を開発する企業等に提供します。
- また、氏名や住所、患者番号等の本人に繋がる情報は削除し、「病名」「治療」「検査結果」「薬」等の情報を、他の情報と照合しない限り本人が特定されないようにした「仮名加工医療情報」を、国が審査をし、認定した利用者だけに提供します。
- 診療情報の提供を拒否する場合は、認定事業者には提供されません。また、提供を拒否されても治療には一切影響ありません。
- 医療情報の提供停止の申し出方法については、当院受付窓口にてお受付します。申し出に必要な書類は、藤田医科大学病院の受付窓口（A棟1階40番『患者相談窓口』）にて配布しております。

【内閣府「国民・患者の方」】 <https://www8.cao.go.jp/iryu/seido/seido.html>

【内閣府「次世代医療基盤法コールセンター」】

<https://www8.cao.go.jp/iryu/madoguchi/madoguchi.html>

ご不明な点があれば、藤田医科大学病院 患者相談窓口（0562-93-2962）までお問い合わせください。